

丹生小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

大分市立丹生小学校

1. 「いじめ防止基本方針」策定のねらい

本校では、「いじめ防止対策推進法」及び「大分市いじめ防止基本方針」に基づき、職員の共通理解を図り、学校全体で一丸となっていじめ撲滅に向けて組織的・継続的に取り組んでいくために、「丹生小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは、児童に対して、本校に在籍している一定の人的関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対称となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること。また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものである」という認識の下、児童の尊厳が守られ、児童をいじめにむかわせないための未然防止に、全教職員が取り組むことから始める必要がある。

いじめ防止のための基本姿勢として以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく関係機関等と連携をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭、地域が協力して、事後指導に当たる。

(3) いじめの集団構造と態様

いじめは、いじめを受けている子どもといじめている子どもだけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んでみたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちの中から、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。

【いじめの態様】

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
 - ・身体や動作について不快なことを言われる。
 - ・存在感を否定される。
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。

- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の児童生徒が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びや、仲間には入れない。
 - ・席を離される。
- ③ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・身体を軽く叩かれたり、触って知らないふりをされたりする。
 - ・殴られる、蹴られるが頻繁に繰り返される。
 - ・遊びと称して、対象の児童がわざをかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・脅されお金を取られる。
 - ・学用品や鞆などに落書きをされたり、隠されたりする。
 - ・鞆や私物などを傷つけられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・万引きや暴力を強要される。
 - ・大勢の前で、衣服を脱がされる。
 - ・教師や大人に暴言を吐かされる。

3. いじめ防止の基本的な方向と取組

(1) いじめ未然防止のための基本的な考え方

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師の一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

(2) 指導体制

ア. 情報を全教職員で収集し、課題を共有する。

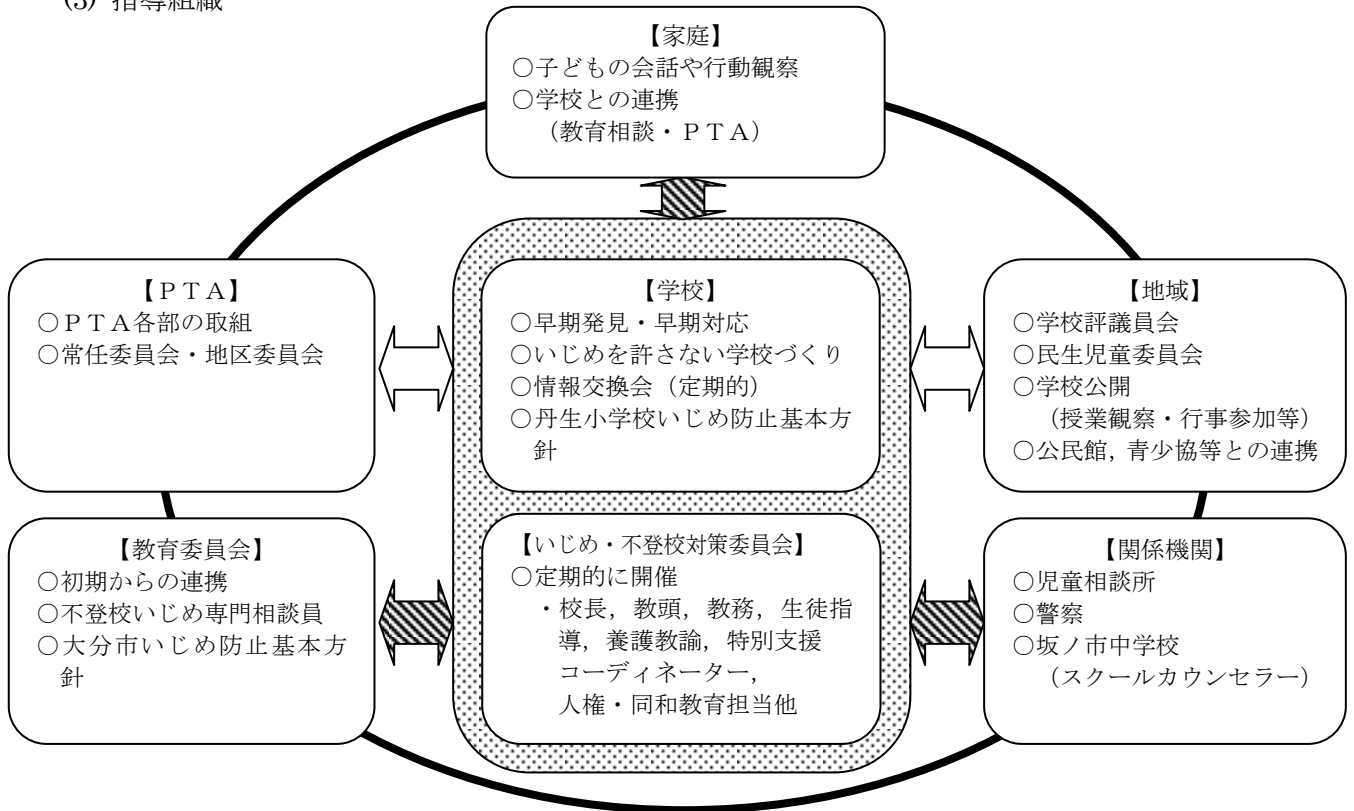
連絡帳、日記、作文や休み時間の様子などあらゆる場面においてアンテナを高くし、児童の様子を把握するよう努める。学級担任が一人で抱え込むことのないよう、定期的に児童に関する情報共有の場を設ける。(生徒指導研修：情報交換)

イ. 現状と課題をふまえた学校の指導方針を立てる。

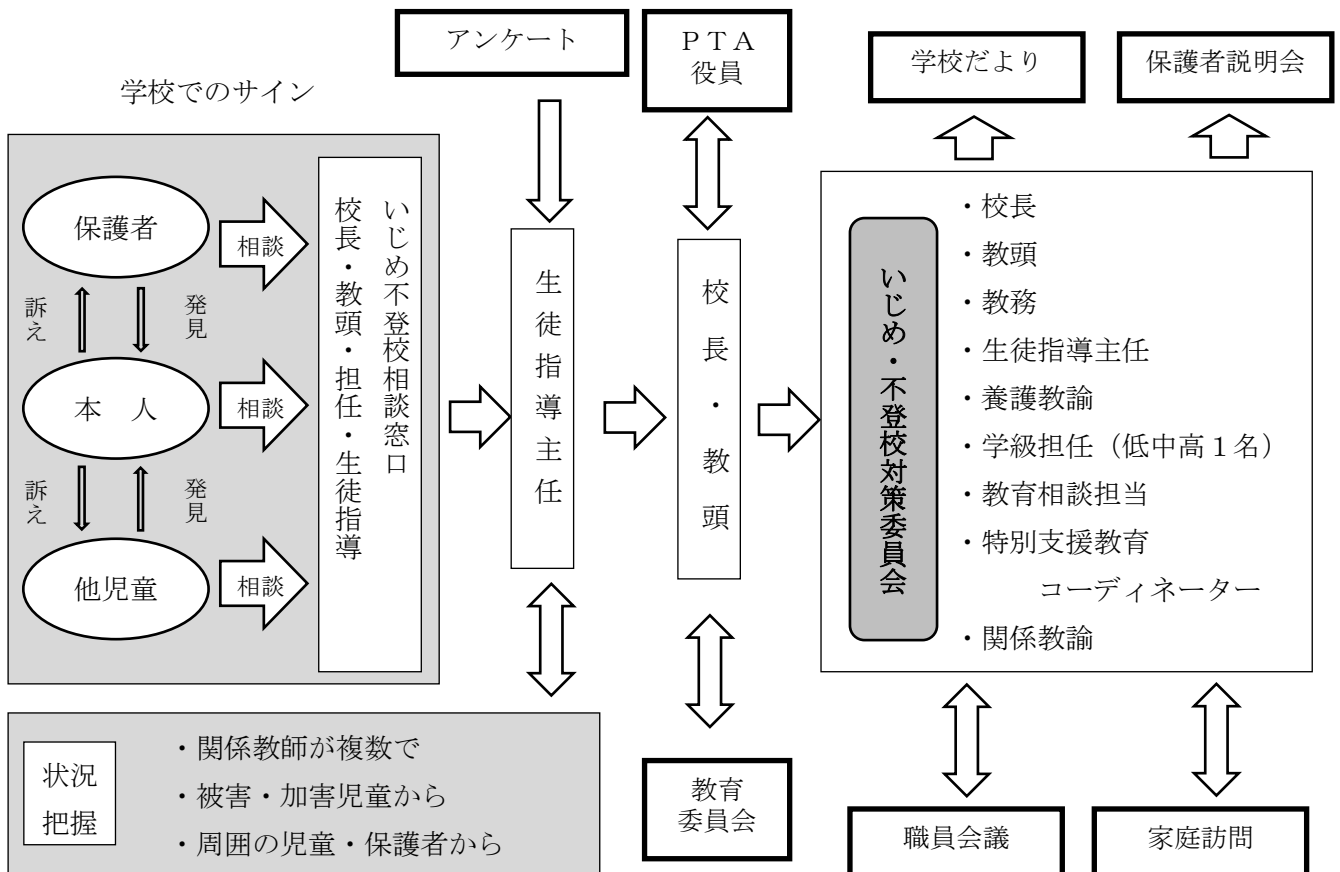
学校長が生徒指導や人権教育担当と連絡を取り、学校の現状や課題を把握し、「防止方針」を具現化する取り組みとその実施計画、具体的な行動基準を教職員に示す。

ウ. 一部の教職員のみならず、組織的な取り組みとする。

(3) 指導組織



(4) いじめ防止のための学校組織「いじめ・不登校対策委員会」



(5) 年間指導計画

	教 育 活 動	教職員関係	家庭・地域関係
4月	・学級開き ・仲間作り エンカウンターなど	・いじめ基本方針についての研修 ・生徒指導研修（情報交換）	P T A総会 家庭訪問
5月	・いじめをなくすための啓発週間 ・「丹生っ子やさしさ宣言」 ・修学旅行	・生徒指導研修（情報交換）	
6月	・差別をなくす標語作り ・安心安全アンケート、面談 ・のつはる少年自然の家	・生徒指導研修（情報交換） ・1学期のふりかえり	学校評議委員会 P T A親子レク オープンスクール
7月	・ネット安全教室	・生徒指導研修（情報交換）	民政児童委員会
8月	・平和学習 ・親子ふれあい作業	・人権教育研修	学校評議委員会 坂ノ市地区平和の集い 日吉原ふるさとコンサート
9月	・運動会	・生徒指導研修（情報交換）	オープンスクール
10月	・昔の遊び集会	・生徒指導研修（情報交換）	オープンスクール
11月	・ふれあいP T A ・グリーンライフ訪問交流	・生徒指導研修（情報交換）	オープンスクール
12月	・いじめをなくすための啓発週間 ・安心安全アンケート、面談 ・人権P T A	・生徒指導研修（情報交換） ・2学期のふりかえり	丹溪大学交流会
1月	・薬物乱用教室	・生徒指導研修（情報交換）	オープンスクール
2月	・2分の1成人式 ・平和集会・感謝の集い	・人権教育研修 ・引き継ぎシート	学校評議委員会 民生児童委員会
3月	・安心安全アンケート、面談	・生徒指導研修（情報交換）	

4. いじめ防止についての取り組み

(1) いじめの予防

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、「いじめは、どの学級のも学校にも起こりうる」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てることがいじめの未然防止につながると考える。

①教師の基本姿勢

- ・教師自身の言動も含めて「いじめは決して許さない」という姿勢を示すとともに、自分自身をふりかえる姿勢をもつ。
- ・児童に関することや指導について教職員同士の共通理解が不可欠である。気軽に相談できる教職員同士の協力体制をつくるのが大切である。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。

②仲間づくり、落ち着いた生活環境

- ・学級のきまりや、やっていいこと悪いこと等の基準を子どもにわかりやすく示し、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる集団づくりをする。
- ・年間を通じて、社会体験や生活体験の機会をもち、児童が友人関係や集団づくり・社会性について自ら学ぶ機会をつくる。
- ・一人一人が活躍できる場をもつ。(縦割り班活動での異学年交流、自発的な活動を支える委員会活動)
- ・朝の活動や学級活動などでソーシャルスキルトレーニングに取り組む。

③学習指導の充実

- ・基礎・基本の定着をはかるとともに、児童が主体的に参加し活躍できる授業づくりに努め、学習に対する達成感を育てる。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や人権学習の充実を図る。
- ・情報モラルについて学習する場を持つ。

④保護者、地域との連携

- ・日頃から、積極的に保護者、地域との信頼関係づくりに努め、児童の変化に早期に対応できるようにする。
- ・学校公開、ホームページ、通信などを通じて日頃の児童の様子を知らせ連携を図る。

(2) 早期発見

①観察

授業中、休み時間、給食・掃除時間等の児童の様子に注意を払い、日記や作文などを通して児童の理解に努める。

②情報収集

- ・児童との信頼関係を築き、困ったときは相談しやすい関係づくりに努める。
- ・問題が起きたときだけでなく日頃から、保護者が気軽に相談できる関係づくりに努める。
- ・地域行事、地区パトロールなどを通じて地域との連携を深める。
- ・学校の相談窓口(教頭、教務主任)を設ける。

③アンケート

- ・毎学期ごとに「安心安全アンケート」を実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。

(3) いじめが起きてしまった後の対応

- ①いじめられている児童への支援
- ②いじている児童への対応・指導
- ③周りの児童への対応・指導

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみでの対応とせず、速やかに組織的に対応する。教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

	いじめられている児童への支援	いじている児童への対応・指導	周りの児童への対応・指導
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応する。	毅然とした態度で対応する。 ※懲戒（第25条） ※出席停止（第26条）	いじめられている子どもだけでなく、みんなを守るという姿勢で対応する。
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校として「あなたをなんとしても守るよ」という姿勢を示し、気持ちを伝える。 ・プライバシーの保護に十分配慮すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは決して許されないこと ・いじめられた側の心の痛みを配慮すること ・自分の行為が重大な結果につながったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた側の心の痛みを配慮すること ・いじめを見聞きしたとき、周りの大人に知らせる勇気を持つこと ・プライバシーの保護
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の被害状況の把握（病院での診療状況） ・金品の被害状況 ・警察への被害申告の意思があるか ・カウンセリングの必要性 ・適応指導教室など特別な教育的な措置の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> ・再発の可能性や、潜在化 ・PTSD 自殺危険度のアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害児童の心理的背景 ・加害者が被害者になり得ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・観衆や傍観者も被害者になり得ること

④保護者との連携

いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。

- ・学校が知り得た事象内容を保護者に伝え、保護者が知り得た情報を確認する。
- ・いじめられた児童最優先の姿勢、いじめた側の児童には毅然と対応する方針を伝える。
- ・安全配慮が不十分であった場合は謝罪する。
- ・今後の具体的支援の内容を伝え、協力関係を築く。
- ・学校に対する要望を聞く。
- ・警察への被害申告の有無を確認する。

⑤関係機関との連携

【P T A・学校評議員・地域の方々】・・・校長、教頭を中心に対応

○学校から伝えること

- ・被害関係者の意向を十分に確認した上で学校長が必要と判断した事象内容

○学校が確認すること

- ・P T A、評議員、地域の方々が知り得た情報
- ・学校に対する具体的支援の要望内容

【医療機関・児童相談所・適応指導教室等】・・・校長、教頭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーターを中心に対応

○学校から伝えること

- ・被害関係者の意向を十分に確認した上で学校長が必要と判断した事象内容
- ・学校への協力依頼

○学校が確認すること

- ・関係機関が知り得た情報
- ・専門的立場からの助言
- ・学校に対する具体的支援の内容

【 警察 】・・・校長・教頭・生徒指導主任 を中心に対応

○学校から伝えること

- ・いじめ事象についての情報の共有と対応の協議
- ・犯罪行為となるいじめの事象
 - ※事象内容、関係児童、被害申告の意思、学校の指導方針
- ・今後、犯罪行為に発展する恐れのあるいじめ事象、または、学校長が必要であると判断した事象
 - ※事象についての連絡、学校と警察の連携した対応についての依頼

○学校が確認すること

- ・関係機関が知り得た情報
- ・専門的立場からの助言
- ・学校に対する具体的対応の内容

5. ネットいじめへの対応

(1) 児童への対応

①被害児童への対応

きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す

②加害児童への対応

加害児童自身がいじめにあっていた事例もあることから、起こった背景や事情について詳細に調べるなど適切な対応が必要である。十分な配慮のもとで粘り強い指導をする。

③全校児童への対応

(2) 保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

(3) 書き込みサイトへの削除依頼

サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

6. 重大事態への対応

(1) 「重大事態」とは

①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる事態

- ・児童が自殺を気とした場合（手紙などの段階も含む）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等のケースが考えられる。

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているという疑いがあると認める事態

- ・年間30日を目安とする。ただし、児童が連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず、学校長の判断により迅速に調査に着手する。

③児童または保護者から申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対応

①重大事態の報告

○速やかに学校から市教育委員会に報告し、市教育委員会から市の長に報告される。

②重大事態の実態調査

○基本的には、学校が市教育委員会と連携し、指導を受けながら調査を行う。

※以下のような場合は市教育委員会が主体となって調査を行う。

- ・当該児童やその保護者からの訴えを踏まえ、学校主体の調査ではその自体への対応や再発防止などに必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断した場合。
- ・学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合

③事実関係を明確にするための調査の実施

○重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・いつ
- ・だれから行われ
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情は何か
- ・児童の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校・教職員の対応

【いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合】

- ・いじめられた児童から十分に聞き取りをする。
- ・在籍児童や教職員に対して質問紙調査、聞き取り調査を行う。
※この際、個別の時案が広く明らかになり、被害児童や情報提供者に被害が及ばないようにする。
- ・いじめた児童については、調査による事実確認をするとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的ケアを行い落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性をふまえて教育委員会が積極的に指導・支援し、関係機関とも適切に連携して対応にあたる。

【いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合】

- ・いじめられた児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査が考えられる。

【いじめられた児童が死亡したときの対応】

事後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、なくなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・遺族の要望・意見を十分聴取する。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、おおむねの期間、方法、入手資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできるかぎり遺族と合意しておく。
- ・資料や情報はできる限り偏りなく多く収集し、それらの信憑性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有するものの援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・学校が調査を行う場合は、教育委員会と連携し指導・支援をうける。

④調査結果の提供及び報告

○いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

○調査結果を報告する際は以下のことに留意する。

- ・他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・個人情報保護に固執しすぎて説明を怠ることがないようにする。
- ・質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者などに説明する措置が必要である。
- ・学校が調査を行う場合は、情報提供の内容・方法、時期などについて教育委員会から指導及び支援を受ける。
- ・調査結果は速やかに市教育委員会に報告する。